

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）</p> <p>第五条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「<u>地表水等</u>」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、<u>おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること</u>。</p> <p>四 略</p> <p>（排水施設の設置に関する技術的基準）</p> <p>第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、<u>切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。</u></p> | <p>（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）</p> <p>第五条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように<u>締め固め</u>その他の措置を講ずること。</p> <p>四 略</p> <p>（排水施設の設置に関する技術的基準）</p> <p>第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、<u>切土又は盛土をする場合においては、雨水その他の地表水を排除することができるように、必要に応じて、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。</u></p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>第十八条 法第十五条第二項の政令で定める工事は、高さが二メートルを超える擁壁、<u>地表水等</u>を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。</p> <p>(届出を要する工事)</p>      | <p>一 略</p> <p>二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</p> <p>三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。</p> <p>イハ 略</p> <p>五・六 略</p> |
| <p>第十八条 法第十五条第二項の政令で定める工事は、高さが二メートルを超える擁壁、<u>雨水その他の地表水</u>を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。</p> <p>(届出を要する工事)</p> | <p>一 略</p> <p>二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</p> <p>三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>四 その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。</p> <p>イハ 略</p> <p>五・六 略</p>   |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（開発行為を行うのに適当でない区域）</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域とする。</p> <p>（樹木の保存等の措置が講ぜられるように設計が定められなければならない開発行為の規模）</p> <p>第二十三条の三 法第三十三条第一項第九号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、〇・三ヘクタール以上一ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。</p> | <p>（法第三十三条第一項第八号の政令で定める区域）</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域とする。</p> <p>（法第三十三条第一項第九号の政令で定める規模）</p> <p>第二十三条の三 法第三十三条第一項第九号の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、〇・三ヘクタール以上一ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。</p> |
| <p>（環境の悪化の防止上必要な緩衝帯が配置されるように設計が定められなければならない開発行為の規模）</p> <p>第二十三条の四 法第三十三条第一項第十号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、一ヘクタールと</p>   | <p>（法第三十三条第一項第十号の政令で定める規模）</p> <p>第二十三条の四 法第三十三条第一項第十号の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>する。</p>   |   |
| <p>(輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない開発行為の規模)</p> <p>第二十四条 法第三十三条第一項第十一号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、四十ヘクタールとする。</p>                | <p>(法第三十三条第一項第十一号の政令で定める開発行為の規模)</p> <p>第二十四条 法第三十三条第一項第十一号の政令で定める規模は、四十ヘクタールとする。</p>                 |
| <p>(申請者に自己の開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならぬ開発行為の規模)</p> <p>第二十四条の二 法第三十三条第一項第十二号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。</p>        | <p>(法第三十三条第一項第十二号の政令で定める規模)</p> <p>第二十四条の二 法第三十三条第一項第十二号の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。</p>                     |
| <p>(工事施工者に自己の開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力がなければならぬ開発行為の規模)</p> <p>第二十四条の三 法第三十三条第一項第十三号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。</p> | <p>(法第三十三条第一項第十三号の政令で定める規模)</p> <p>第二十四条の三 法第三十三条第一項第十三号の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。</p>                     |
| <p>(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)</p> <p>第二十五条 法第三十三条第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する技術的細目のうち、法第三十</p>                             | <p>(法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)</p> <p>第二十五条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> |

三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、六・五メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

五 八 略

第二十六条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。

二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを

一 三 略

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、六・五メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

五 八 略

第二十六条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。

二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

妨げない。

三 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠きょによつて排出することができるように定められていること。

第二十八条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第七号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。

五・六 略

七 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れがけ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適

三 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠きょによつて排出できるように定められていること。

第二十八条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第七号に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講ぜられていること。

五・六 略

切に排出することができるよう、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

第二十八条の二 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第九号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 高さが十メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第三十三条第一項第二号イからニまで（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

二 略

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、道路の勾配、排水の用に供する管渠の耐水性等法第三十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する施設の構造又は能力に関して必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合

第二十八条の二 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第九号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 高さが十メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第三十三条第一項第二号イからニまでに掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむをえないと認められる場合は、この限りでない。

二 略

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、道路の勾配、排水の用に供する管渠の耐水性等法第三十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号に規定する施設の構造又は能力に関して必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

（法第三十三条第三項の政令で定める基準）

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <p>合の基準)</p> <p>第二十九条の二 法第三十三条第三項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十二略</p> <p>2 略</p>                    | <p>一</p> <p>(条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する基準を定める場合の基準)</p> <p>第二十九条の三 法第三十三条第四項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、建築物の敷地面積の最低限度が二百平方メートル(市街地の周辺その他の良好な自然的環境を形成している地域においては、三百平方メートル)を超えないこととする。</p> | <p>第二十九条の二 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十二略</p> <p>2 略</p> | <p>(法第三十三条第四項の政令で定める基準)</p> <p>第二十九条の三 法第三十三条第四項の政令で定める基準は、建築物の敷地面積の最低限度が二百平方メートル(市街地の周辺その他の良好な自然的環境を形成している地域においては、三百平方メートル)を超えないこととする。</p> |
| <p>(景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を条例で開発許可の基準として定める場合の基準)</p> <p>第二十九条の四 法第三十三条第五項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四略</p> <p>2 略</p> | <p>(法第三十三条第五項の政令で定める基準)</p> <p>第二十九条の四 法第三十三条第五項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四略</p> <p>2 略</p>  |  |   |